

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和5年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分 部 局 名	書面調査(令和5年5月)
知 事 部 局	146
教 育 委 員 会	137 (19)
警 察 本 部	65
議会・各委員(会)	6
合 計	354 (19)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和5.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の うち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の うち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,837	4,528	2,309	127	122	5	1,180	455	725
教 育 委 員 会	6,873	3,854	3,019	48	46	2	918	455	463
警 察 本 部	4,124	3,493	631	7	7	0	189	143	46
議会・各委員(会)	98	68	30	3	3	0	6	0	6
合 計	17,932	11,943	5,989	185	178	7	2,293	1,053	1,240

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 5. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

区 分 部 局 名		付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限の利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	95	15	110	109	1	110
	計	128	15	143	142	1	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	60	56	116	114	2	116
	計	70	56	126	124	2	126
警 察 本 部	本 庁	33	3	36	26	10	36
	出 先	7	22	29	8	21	29
	計	40	25	65	34	31	65
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	82	3	85	75	10	85
	出 先	162	93	255	231	24	255
	合 計	244	96	340	306	34	340

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31）

（単位：時間）

区 分 部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	22.2	20.3	20.6	19.1	17.9	20.3	19.8	19.2	20.0	17.2	18.6	23.3	19.9
教 育 委 員 会	19.9	15.0	16.1	15.0	9.6	17.0	17.0	14.8	12.3	12.2	14.2	17.8	15.1
警 察 本 部	23.1	24.3	24.6	25.1	22.7	23.4	26.2	25.3	26.2	27.7	25.8	24.5	24.9
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	15.4	18.8	25.1	21.6	13.5	21.2	22.2	10.6	13.5	10.5	10.0	16.1	16.6
全 平 均	22.4	21.6	22.0	21.3	19.3	21.3	22.3	21.3	22.0	21.2	21.2	23.4	21.6

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

区 分 部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	710	544	568	522	449	565	553	488	555	454	515	776	6,699
	15.7	12.0	12.6	11.6	10.0	12.6	12.3	10.9	12.4	10.1	11.6	17.4	12.4
教 育 委 員 会	71	38	55	60	9	82	47	49	33	34	32	62	572
	11.7	6.3	9.1	10.0	1.5	13.7	7.8	8.1	5.5	5.7	5.3	10.3	7.9
警 察 本 部	90	123	114	109	52	96	189	165	213	296	235	171	1,853
	2.5	3.4	3.2	3.1	1.4	2.7	5.2	4.6	5.9	8.2	6.5	4.6	4.3
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	5	5	8	9	4	7	5	3	3	2	1	4	56
	8.3	8.3	13.3	15.3	6.7	11.7	8.3	5.1	5.1	3.4	1.7	6.8	7.8
全 平 均	876	710	745	700	514	750	794	705	804	786	783	1,013	9,180
	9.8	8.0	8.4	7.9	5.8	8.5	8.9	7.9	9.0	8.8	8.8	11.3	8.6

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	20 (12)	0 (0)	20 (12)
教育委員会	68 (2)	1 (0)	69 (2)
警察本部	1 (0)	0 (0)	1 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	89 (14)	1 (0)	90 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	1 (1)	0 (0)	1 (1)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	38 (0)	1 (0)	39 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	39 (1)	1 (0)	40 (1)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（令和4.4.1～令和5.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	7 (0)	0 (0)	7 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	7 (0)	0 (0)	7 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	812	16,240	16,046	7,501	9.2	23.2
	非管理職	4,537	90,717	78,731	54,892	12.1	32.4
	合計	5,349	106,957	94,777	62,393	11.7	30.9
教育委員会	管理職	425	8,500	8,397	2,960	7.0	17.5
	非管理職	5,401	107,258	96,341	69,489	12.9	34.1
	合計	5,826	115,758	104,738	72,449	12.4	32.9
警察本部	管理職	151	3,000	2,976	2,212	14.6	37.0
	非管理職	3,696	73,646	70,097	52,713	14.3	36.7
	合計	3,847	76,646	73,073	54,925	14.3	36.7
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	285	9.8	24.6
	非管理職	61	1,212	1,127	749	12.3	32.0
	合計	90	1,792	1,707	1,034	11.5	29.6
合計	管理職	1,417	28,320	27,999	12,958	9.1	23.0
	非管理職	13,695	272,833	246,296	177,843	13.0	34.3
	合計	15,112	301,153	274,295	190,801	12.6	33.2

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和 4 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、31 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	3	115	362	214	94	21	3
	非管理職	25	333	1,436	1,281	850	558	54
	合計	28	448	1,798	1,495	944	579	57
教育委員会	管理職	8	135	183	72	19	8	0
	非管理職	47	460	1,205	1,424	1,434	794	37
	合計	55	595	1,388	1,496	1,453	802	37
警察本部	管理職	0	2	17	54	59	18	1
	非管理職	5	135	597	1,191	1,253	488	27
	合計	5	137	614	1,245	1,312	506	28
議会・各委員(会)	管理職	0	3	12	8	5	1	0
	非管理職	0	7	17	17	9	9	2
	合計	0	10	29	25	14	10	2
合計	管理職	11	255	574	348	177	48	4
	非管理職	77	935	3,255	3,913	3,546	1,849	120
	合計	88	1,190	3,829	4,261	3,723	1,897	124

カ 病気休暇の取得状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

区分		私傷病	公務災害
部局名			
知事部局	日時	19,464	214
		2,858	68
	実人数	1,233	17
教育委員会	日時	17,105	430
		469	67
	実人数	1,349	28
警察本部	日時	11,154	475
		409	38
	実人数	1,036	25
議会・各委員(会)	日時	278	0
		70	0
	実人数	21	0
合計	日時	48,001	1,119
		3,806	173
	実人数	3,639	70

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

区分		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	子育て(男性)	子育て(女性)
部局名											
知事部局	日時	5,145	266	372	102	47	/	/	/	1,842	1,180
		/	133	198	145	396	610	5,415	20,130	7,527	7,924
	実人数	63	110	99	20	39	4	5	18	822	434
教育委員会	日時	6,490	154	169	92	96	/	/	/	1,866	2,648
		/	138	145	220	263	0	7,080	8,389	4,138	5,578
	実人数	77	71	50	27	55	0	4	2	820	759
警察本部	日時	2,486	476	794	59	53	/	/	/	2,132	705
		/	11	22	0	24	225	0	90	815	415
	実人数	32	162	169	9	16	1	0	1	851	152
議会・各委員(会)	日時	0	5	10	0	0	/	/	/	20	12
		/	5	0	0	6	0	0	0	169	137
	実人数	0	2	2	0	1	0	0	0	13	7
合計	日時	14,121	901	1,345	253	196	/	/	/	5,860	4,545
		/	287	365	365	689	835	12,495	28,609	12,649	14,054
	実人数	172	345	320	56	111	5	9	21	2,506	1,352

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区 分		不妊治療 (男性)	不妊治療 (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	13	11	122	32	235	25,785	6	1	249	6,259
		37	296	324	205	/	(4.9)	/	0	/	16,676
	実人数	9	14	41	16	61	5,252	5	1	96	3,662
教 育 委 員 会	日 時	7	67	397	576	183	27,501	4	1	497	14,048
		9	119	769	904	/	(4.9)	/	0	/	15,434
	実人数	3	18	143	192	52	5,685	1	1	205	4,738
警 察 本 部	日 時	10	2	40	10	158	19,156	0	1	200	6,324
		0	2	4	1	/	(5.0)	/	0	/	3,768
	実人数	4	1	13	4	57	3,839	0	1	89	3,076
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	0	1	6	5	0	413	0	0	15	87
		0	63	0	34	/	(4.9)	/	0	/	333
	実人数	0	1	2	1	0	88	0	0	5	60
合 計	日 時	30	81	565	623	576	72,855	10	3	961	26,718
		46	480	1,097	1,144	/	(4.9)	/	0	/	36,211
	実人数	16	34	199	213	170	14,864	6	3	395	11,536

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業				部分休業		休職				
		自己啓発 等休業	大学院修 学休業	配偶者同 行休業	同 業	修学部分 休業	高齢者部 分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第 2条第1号 の規定によ る休職	その他 の休職
知事部局	日	275	/	59	/	/	9,066	168	607	0	242	
	分	/	/	/	26,828	10,860	/	/	/	/	/	
	人数	1	/	1	3	1	47	1	2	0	1	
教育委員会	日	90	0	0	/	/	4,698	0	730	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	1	0	0	0	0	25	0	2	0	0	
警察本部	日	0	/	0	/	/	1,658	0	0	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	0	/	0	0	0	8	0	0	0	0	
議会・各委員(会)	日	0	/	0	/	/	0	0	183	0	0	
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	
	人数	0	/	0	0	0	0	0	1	0	0	
合計	日	365	0	59	/	/	15,422	168	1,520	0	242	
	分	/	/	/	26,828	10,860	/	/	/	/	/	
	人数	2	0	1	3	1	80	1	5	0	1	

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	169	190	26,707	63	7,408	417,745
	(116)	(79)	(3,457)	(2)	(132)	(6,060)
教育委員会	137	149	30,270	17	1,825	100,570
	(81)	(18)	(1,595)	(1)	(242)	(7,260)
警察本部	190	135	15,920	12	1,432	98,760
	(165)	(75)	(1,042)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	2	3	229	0	0	0
	(2)	(1)	(23)	(0)	(0)	(0)
合計	498	477	73,126	92	10,665	617,075
	(364)	(173)	(6,117)	(3)	(374)	(13,320)

注1 「対象者」とは、令和4年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和3年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和4年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	824	3
教育委員会	849	2
警察本部	965	1
議会・各委員(会)	13	1
合計	2,651	7

注 「対象者」とは、令和4年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和 4. 1. 1～令和 4. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	108	日	
	時	134	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
教育委員会	日	148	日	
	時	0	時	
	分		分	13,560
	人数	2	人数	1
警察本部	日	65	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	3	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	321	日	
	時	134	時	
	分		分	13,560
	人数	9	人数	1

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和4年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,207 人	4,832 人	6,085 人
	受 診 者 (B)	2,183 人	4,794 人	5,880 人
	有 所 見 者 (C)	1,556 人	4,514 人	1,223 人
	受 診 率 (B/A)	98.9%	99.2%	96.6%
	有 所 見 率 (C/B)	71.3%	94.2%	20.8%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,339 人	5,568 人	134 人
	受 診 者 (B)	1,332 人	5,548 人	133 人
	有 所 見 者 (C)	915 人	4,416 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	99.5%	99.6%	99.3%
	有 所 見 率 (C/B)	68.7%	79.6%	1.5%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,564 人	2,636 人	2,509 人
	受 診 者 (B)	1,555 人	2,631 人	2,496 人
	有 所 見 者 (C)	1,278 人	2,401 人	2,078 人
	受 診 率 (B/A)	99.4%	99.8%	99.5%
	有 所 見 率 (C/B)	82.2%	91.3%	83.3%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	23 人	80 人	47 人
	受 診 者 (B)	22 人	80 人	47 人
	有 所 見 者 (C)	14 人	78 人	1 人
	受 診 率 (B/A)	95.7%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	63.6%	97.5%	2.1%
合 計	対 象 者 (A)	5,133 人	13,116 人	8,775 人
	受 診 者 (B)	5,092 人	13,053 人	8,556 人
	有 所 見 者 (C)	3,763 人	11,409 人	3,304 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.5%	97.5%
	有 所 見 率 (C/B)	73.9%	87.4%	38.6%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和4.1.1～令和4.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害		合計
	公務災害	通勤災害	
知事部局	28	14	42
教育委員会	46	2	48
警察本部	62	4	66
議会・各委員(会)	0	0	0
合計	136	20	156

セ 安全衛生管理体制(令和5.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	19	14	19	18
	労働基準監督署	4	4	8	7	14	14	14	14
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	66	65	66	66
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	24	23	24	24
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	109	102	109	108
	労働基準監督署	4	4	8	7	14	14	14	14

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	33	33
	労働基準監督署	16	16	13	13
教育委員会	人事委員会	0	0	45	45
警察本部	人事委員会	0	0	12	12
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	92	92
	労働基準監督署	16	16	13	13

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和5年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
5. 6. 2	第12号	5. 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、カーボンニュートラル推進監を追加した。 ○ 別表第1及び別表第2について、職の列記方法を変更した。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
6. 2. 27	第2号	6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て休暇の取得事由の一つである看護の対象範囲を、「職員の養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」から「子、配偶者又はその他の2親等内の親族」に拡大した。 ○ 夏季休暇の使用可能期間を「7月1日から9月30日」から「6月1日から10月31日」に拡大した。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
6. 2. 27	第3号	6. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の派遣先公益的法人として、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を追加した。